

第四百十五回
会

参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第二号

平成十一年四月二十八日(水曜日)

午後一時三十三分開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

益田 洋介君

補欠選任

福本 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長

井上 吉夫君

理事

鈴木 正孝君

竹山 裕君

山本 一太君

若林 正俊君

齋藤 勤君

柳田 稔君

日笠 勝之君

笠井 亮君

山本 正和君

委員

市川 一朗君

加納 時男君

亀井 郁夫君

木村 仁君

世耕 弘成君

常田 享詳君

長谷川道郎君

橋本 聖子君

畑 恵君

松村 龍二君

森山 裕君

矢野 哲朗君

依田 智治君

吉村剛太郎君

事務局側

常任委員会専門員

櫻川 明巧君

本日の会議に付した案件

○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に
関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求め
るの件(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四
十五回国会衆議院送付)

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保
するための措置に関する法律案(第四百四十二回
国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(第四百四十二
回国会内閣提出、第四百四十五回国会衆議院送
付)

○委員長(井上吉夫君) ただいまから日米防衛協
力のための指針に関する特別委員会を開会いたし
ます。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十七日、益田洋介君が委員を辞任され、そ
の補欠として福本潤一君が選任されました。

○国務大臣(高村正彦君) ただいま議題となりま
した日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間
における後方支援、物品又は役務の相互の提供に
関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の
協定を改正する協定の締結について承認を求め
るの件につきまして、提案理由を御説明申し上げま
す。

政府は、平成九年九月に公表した新たな日米防
衛協力のための指針の実効性の確保のため、周辺
事態、すなわち我が国周辺の地域における我が国
の平和及び安全に重要な影響を与える事態が生じ
た際に活動する日本国の自衛隊とアメリカ合衆国
軍隊との間の物品または役務の相互の提供を行い
得るようになるため、平成八年に締結した現行協
定を改正する協定を締結することにつき、アメリ
カ合衆国政府との間で交渉を行いました。その結
果、平成十年四月二十八日に、東京でこの協定に
署名を行った次第であります。

この協定は、日米共同訓練、国際連合平和維持
活動または人道的な国際救援活動に必要な物品ま
たは役務の提供について、現行協定が定める自衛
隊と米軍との間の相互主義の原則に基づく枠組み
を周辺事態に際しても適用し得るようになるた
め、現行協定を改正するものであります。この協
定により、自衛隊は、周辺事態において、周辺事
態に対処するための我が国の措置について定めた
関連の法律に従って米軍に対し物品または役務を
提供し、当該法律によって認められた自衛隊の活
動に関し米軍から物品または役務を受領すること
ができることとなります。

この協定により、周辺事態に際して活動する自
衛隊と米軍との間の物品または役務の相互の提供
の基本的条件が定められ、我が国の平和及び安全
の維持に寄与することとなると考えます。

認を求める次第であります。

何とぞ、御審議の上、本件につき、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(井上吉夫君) 次に、野呂田防衛庁長官。

○国務大臣(野呂田芳成君) まず、ただいま議題となりました周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態、すなわち周辺事態に際して、当該事態に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定めることを内容としております。

平成九年九月に日米安全保障協議委員会です承され、安全保障協議の了承を経て、閣議報告されました新たな日米防衛協力のための指針は、より効果的かつ信頼性のある日米防衛協力のための堅固な基礎を構築することを目的としており、同指針の実効性を確保することは、我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図る上で重要であります。このような観点から、平成九年九月二十九日の閣議決定において、指針の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含め、政府全体として検討の上、必要な措置を適切に講ずることとされ、これを受けて、政府全体として鋭意検討してきたところであります。

本法は、こうして検討の成果を踏まえ、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して我が国が実施する措置等を定め、もって我が国の平和及び安全の確保に資することを目的として提案するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、政府が、周辺事態に際して、適切かつ迅速に対応措置を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たらないものであってはならないこと、及び関係行政機関の長は相互に協力すること等の対応の基本原則を定めております。

第二に、周辺事態に際して一定の後方地域支援、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動を実施することが必要な場合には、閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動の実施等を定めております。

第四に、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施することとしております。

第五に、関係行政機関の長は、地方公共団体の長その他の国以外の者に対し必要な協力を求め、または依頼することができ、及びその協力により損失を受けた場合には、政府はその損失に關し必要な財政上の措置を講ずることとしております。

第六に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容を遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第七に、後方地域捜索救助活動または船舶検査活動を行っている者の生命等を防護するために、必要最小限の武器の使用ができることとしております。

以上が、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

外国における緊急事態に際して防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送について、平成八年来政府部内で進めてきた緊急事態対応策の検討結果を踏ま

え、在外邦人の輸送体制の強化を図るため、また、新たな日米防衛協力のための指針において、周辺事態における日米間の協力の一つとして、非戦闘員を退避させるための活動が挙げられたことを受け、その実効性を確保するため、在外邦人等の輸送手段に船舶等を加えるとともに、輸送の職務に従事する自衛官が隊員及び輸送対象である邦人等の生命等の防護のための必要最小限の武器使用ができることとする必要がございます。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、在外邦人等の輸送手段の追加でございます。

現行法においては、輸送手段は、まず、自衛隊法第百条の五第二項の規定により保有する航空機、すなわち政府専用機等であり、空港施設の状態等により、その他の輸送の用に主として提供するための航空機も使用できることとされておりますが、これに加え、輸送の対象となる邦人の数等の事情に応じて、在外邦人等の輸送に適する船舶及び当該船舶に搭載された回転翼航空機を用いることができることとするものであります。

第二に、武器の使用に関する規定の新設でございます。

緊急事態が生じている外国において輸送の職務に従事する自衛官が、自己もしくは自己とともに当該職務に従事する隊員または保護のもとに入った当該輸送の対象である邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合に武器を使用することができるとするものであります。

以上が、自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

なお、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案につきましても、衆議院において修正が行われたところであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(井上吉夫君) この際、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員大野功統君から説明を聴取いたします。大野功統君。

○衆議院議員(大野功統君) 私は、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党を代表し、遠藤乙彦君外九名から提案の周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

この修正は、これまで行われてきた法律案についての審議を踏まえ、我が国の平和と安全を確保するための措置の充実を図る等の見地から、政府原案の基本的な考え方と枠組みはこれを維持しつつ、その上でこの法律案に対する一層広範な国民の理解と支持を得ていくとの趣旨で提出するものであります。

修正の第一は、周辺事態の定義そのものを変更するものではありませんが、第一条に「そのまゝ放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」という文言を加え、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態を例示的に丁寧に説明することによって、その内容をより明確にするものであります。

修正の第二は、同じく第一条に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効果的な運用に寄与し」という文言を加えることにより、本法案が我が国及び極東の平和と安全の維持を目的とする日米安保条約の目的の枠内のものであることをより明確にするものであります。

修正の第三は、船舶検査活動に係る諸規定について、これをすべて削除することです。なお、この点につきましては、今後、別途の法律によって措置することしたいと思います。

修正の第四は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域捜索救助活動について、内閣総理大臣は、原則として、これらの対応措置の実施前に、緊急の必要がある

場合には事後に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならないこととするともに、事後の国会承認を求めた場合に不承認の議決があったときは、速やかにこれらの対応措置を終了させなければならないこととするものであります。

修正の第五は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容を内閣総理大臣が国会に報告しなければならないとされていることに加え、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を内閣総理大臣が国会に報告しなければならないとするものであります。

修正の第六は、後方地域搜索救助活動に際しての武器使用の規定に加え、後方地域支援としての自衛隊の任務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己または自己とともに当該職務に従事する者の生命または身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができることとするものであります。

以上が衆議院修正部分の内容の概要であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(井上吉夫君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

三案件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時四十七分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第四百四十二回国会提出)

出、衆議院継続審査

一、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第四百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

一、自衛隊法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、千九百九十七年九月二十三日に公表された日米防衛協力のための指針が周辺事態に対応する活動のための協力に言及していることを想起し、千九百九十六年四月十五日に東京で署名された日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という)を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

協定前文中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」の次に「(以下「条約」という)を加える。

第一条

協定第一条を次のように改める。
1 この協定において、
a 「後方支援、物品又は役務」とは、後方支援において提供される物品又は役務をいう。
b 「周辺事態」とは、日本国の周辺の地域における日本国の平和及び安全に重要な影響を与える事態をいう。

協定第一条2を次のように改める。
2 この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は周辺事態に対応する活動に必要な後方支援、物品又は役務の日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

協定第二条3を次のように改める。
3 2の規定については、日本国の自衛隊による武器若しくは弾薬の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システム若しくは弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。

協定第三条の次に次の新たな第四条を加える。

第四条
1 いずれか一方の当事国政府が、周辺事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行う活動であって、条約の目的の達成に寄与するもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができ

る。
2 この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料、油脂、潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務
それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務については、第二条にいう付表において定める。

3 第二条3の規定は、この条の規定に基づく後方支援、物品又は役務の提供に適用する。
4 この条の適用上、日本国の自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた日本国の関連の法律に従って後方支援、物品又は役務を提供し、当該法律によって認められた日本国の自衛隊の活動に関し後方支援、物品又は役務を受領するものと了解される。

協定第四条から第九条までを一条ずつ繰り下げる。新たな第六条中「第七条」を「第八条」に改める。

この協定の付表をもって、協定付表に代える。

この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国がこの協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後百二十日目の日に効力を生じ、協定が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十八年四月二十八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために
小淵恵三
アメリカ合衆国政府のために
マデレーン・オルブライト

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信	通信設備の利用、通信支援、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地支援	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、訓練施設及び駐機場の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

（小字及び一は衆議院修正）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、○そのまま放置すれば我が国に対する直接的武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手段その他の必

要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、もって我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

（周辺事態への対応の基本原則）

第二条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動その他の周辺事態に対応するための必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない。

3 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四條第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

4 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

（定義等）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 後方地域支援 周辺事態に際して日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的の達成に寄与する活動を行つてゐるアメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

二 後方地域捜索救助活動 周辺事態において行われた戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

三 船舶検査活動 周辺事態に際し、国際連合安全保障理事会の決議に基づく貿易その他の経済活動に係る規制措置の厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づき、船舶、軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの（以下「軍艦等」という。）を除く。）の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必

要に応じ当該船舶の航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請する活動であつて、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）において我が国が実施するものをいう。

四 後方地域 我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）を含む。

五 関係行政機関 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条の三に規定する特別の機関で、政令で定めるものをいう。

六 後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

七 後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、それぞれ当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊の部隊に対して後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

（基本計画）

第四条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 一 前条第二項の後方地域支援
- 二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの
- 三 後方地域捜索救助活動
- 四 船舶検査活動
- 2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 対応措置に関する基本方針
- 二 前項第一号又は第二号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項
- イ 当該後方地域支援に係る基本的事項
- ロ 当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ニ その他当該後方地域支援の実施に関する重要事項
- 三 後方地域捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項
- イ 当該後方地域捜索救助活動に係る基本的事項
- ロ 当該後方地域捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ハ 当該後方地域捜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)
- ニ その他当該後方地域捜索救助活動の実施に関する重要事項
- 四 船舶検査活動を実施する場合における次に掲げる事項
- イ 当該船舶検査活動に係る基本的事項
- ロ 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成
- ハ 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

- 二 前条第一項第三号に規定する規制措置の対象物品の範囲
- ホ 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)
- ハ その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項
- 五 前二号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項
- 六 前二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項
- 七 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項
- 八 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項
- 3 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- (国会の承認)
- 第五条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援又は後方地域捜索救助活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動を実施することができる。
- 2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援又は後方地域捜索救助活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。
- 3 政府は、前項の場合において承認の議決があつたときは、速やかに、当該後方地域支援又は後方地域捜索救助活動を終了させなければならない。

- (自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施)
- 第五条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三項第二項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。
- 2 防衛庁長官は、基本計画に従い、第三項第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
- 3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。
- 4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
- 5 第三項第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。
- 6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。
- (後方地域捜索救助活動の実施等)
- 第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域捜索救助活動について、実施要項を定め、これにより内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

- 2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域捜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。
- 3 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。
- 4 後方地域捜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めたときは、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと思はれる場合に限る。
- 5 前条第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。
- 6 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。
- 7 前条の規定は、後方地域捜索救助活動の実施に伴う第三項第三項後段の後方地域支援について準用する。
- (船舶検査活動の実施等)
- 第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。
- 2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

3 船舶検査活動の実施は、次に掲げる態様によるものとする。

一 船舶の航行状況を監視すること。

二 航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段（実弾の使用を除く。）により自己の存在を示すこと。

三 無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。

四 船舶（軍艦等を除く。以下この項において同じ。）の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者（以下「船長等」という。）に対し当該船舶の停止を求め、船長等の同意を得て、停止した当該船舶に乗船して書類及び積荷を検査し、確認すること。

五 船舶に第四号第二項第四号に規定する対象物品が積載されていないことが確認できない場合において、当該船舶の船長等に対しその航路又は目的地若しくは目的地の変更を要請すること。

六 第四号の求め又は前号の要請に応じない船舶の船長等に対し、これに応じるよう説得を行うこと。

七 前号の説得を行うため必要限度において、当該船舶に対し、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機を行うこと。

第五号第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（前項において準用する第五号第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

6 第五号の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三号第三項後段の後方地域支援について準用する。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第八条 前三条に定めるもののほか、防衛庁長官

及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第九条 関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第十条 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときは、その内容を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

（武器の使用）

第十一条 第六号第二項（第七号第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 第六号第一項の規定により後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遺難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

12 第七号第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認めるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

（政令への委任）

第十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛隊法の一部改正）

2 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第百条の九の次に次の一条を加える。

（後方地域支援等）

第百条の十 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第 号）の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、後方地域支援としての物品の提供（前条第一項の適用があるものを除く。）を実施することができる。

2 長官は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関及び部隊等に後方地域支援としての役務の提供（前条第二項の適用があるものを除く。）を、部隊等に後方地域捜索救助活動及び船舶検査活動を行わせることができる。

別表第一（第三条関係）

種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機員の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離着陸及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。 三 物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送（傷病者の輸送中に行われる医療を含む。）を除き、我が国領域において行われるものとする。

別表第二(第三条関係)

種類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機員の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の第一部を次のように改正する。

第百条の八第一項中「航空機による」を削り、同条第二項中「状況」の下に、「当該輸送の対象となる邦人の数を加え、」その他の輸送の用に主として供するための航空機を「次に掲げる航空機又は船舶」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 輸送の用に主として供するための航空機(第百条の五第二項の規定により保有するものを除く。)
- 二 前項の輸送に適する船舶
- 三 前号に掲げる船舶に搭載された回転翼航空機で第一号に掲げる航空機以外のもの(当該船舶と陸地との間の輸送に用いる場合におけるものに限る。)

第百条の八に次の一項を加える。

3 第一項に規定する外国において同項の輸送の

職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入つた当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することが出来る。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成十一年五月十日印刷

平成十一年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局